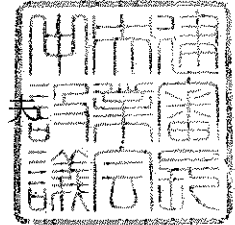


国土交通省中建審第1号
平成23年11月11日

国土交通大臣 殿

中央建設業審議会会長

石原 邦



「共同企業体の在り方について」の改定について

共同企業体の適正な運用については、不良・不適格業者参入の防止、共同施工の確保、共同企業体運営の円滑化等などの観点から定められた、「共同企業体の在り方について」（昭和62年中建審発第12号）に基づき行われてきたところです。

他方、近年では、社会資本等の維持管理や除雪、災害応急対策など、地域の維持管理に不可欠な事業を担ってきた地域の建設企業の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねないこと、また、入札及び契約の方式において、共同企業体の活用を含んだ担い手確保に資する工夫を行う必要があることが指摘されているところです。

このため、当審議会においては、地域の維持管理に不可欠な事業の継続的な担い手となる地域維持型建設共同企業体の導入について審議を行ってまいりましたが、このたび、別添のとおり「共同企業体の在り方について」を改定することといたしましたので、その実施について格別のご配慮を賜りたく、建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項の規定に基づき勧告いたします。

改定の趣旨を十分ご理解の上、改定後の共同企業体運用準則に従い、速やかに共同企業体運用基準を策定、改定、公表するようお願いいたします。

また、独立行政法人、特殊法人等を所管する大臣におかれては、所管法人に対し、趣旨の徹底をお願いします。